

傷病手当金の支給期間に関するQ&A

1. 法改正の内容について

Q：今回の法改正の内容について聞きたい。

A：傷病手当金の支給期間が「支給開始日から起算して1年6月間」から、「支給開始日から通算して1年6月間」となります。

傷病手当金は、ケガや病気の療養のため、連続して3日以上仕事を休み給料を受けられないときに、4日目から支給される手当金です。

これまで、傷病手当金の支給期間は、支給開始日から1年6か月以内とされ、その間、就労により傷病手当金の不支給期間があれば、1年6か月経過後は支給されないこととなっていました。

今回の法改正では、ケガや病気で長期間にわたり療養のため休暇を取りながら就労するケース等に配慮し、治療と仕事の両立の観点から、傷病手当金の支給期間中の途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、その分の期間を延長し、通算して1年6か月まで傷病手当金が支給されることとなりました。(下図)

< 傷病手当金の支給期間 >

【法改正前】：支給開始日から起算して1年6月間

待期3日	療養期間		療養期間		療養期間
欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6月間 →

 ※支給開始日から起算して
1年6月間経過後は不支給

【法改正後】：支給開始日から通算して1年6月間

待期3日	療養期間		療養期間		療養期間
欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	支給	不支給	支給	不支給	支給

↓ 支給開始日から通算して1年6月間まで支給 ↑

Q：傷病手当金の支給期間が通算されるのはいつからですか？

A：令和4年1月1日から実施されます。

なお、令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6月間を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)も対象となります。

2. 傷病手当金の支給期間の計算方法について

Q：今回の法改正により、傷病手当金の支給期間は、支給を開始した日から通算して1年6月間となるとのことだが、1年6月間とは何日間となるのですか？

A：初回の申請から3日間の待期待期間を経て、支給開始日の4日目より暦に従って1年6月間の計算を行い、支給期間を決定します。

例えば、令和4年4月1日から申請がなされた場合、令和4年4月1日から3日までの3日間の待期待期間を経て、令和4年4月4日が支給開始日となり、支給期間は令和5年10月3日までの548日となります。

Q：今回の法改正で支給期間が通算されるということだが、どういうことなのか？

A：決定された支給期間は、傷病手当金が支給された日数で減少し、途中で傷病手当金が支給されない期間(無支給期間)がある場合には、無支給期間の日数分については、支給期間は減少しないため、支給期間が通算されることとなります。

Q：以下のケースにおいて傷病手当金の申請をした場合、傷病手当金の支給期間及び支給満了日はどうなりますか？

【例】第1回目：令和4年3月 1日～4月20日

第2回目：令和4年5月11日～6月10日

A：上記のケースにおいては、令和4年3月1日から3日までの3日間の待期待期間を経て、令和4年3月4日が傷病手当金の支給開始日となり、支給期間は令和5年9月3日までの549日間となります。

第1回目の支給期間(48日間)後、残りの支給日数は501日、第2回目の支給期間(31日間)後、残りの支給日数は470日となります。(下図)

【例】傷病手当金の支給期間(総支給日数)が549日の場合

待期待期間	第1回目支給期間	無支給期間	第2回目支給期間	残支給日数
3日間	48日間	20日間	31日間	470日

※支給期間を通算して549日分まで支給される。

今回の法改正により、残りの支給日数が0日となる日が支給満了日となります。

例えば、第2回目の期間が終了した翌日(令和4年6月11日)より、

①連続して470日間労務不能であった場合は、令和5年9月23日

②支給期間の合間に合計して40日間就労した場合は令和5年11月2日、
がそれぞれ支給満了日となります。